

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年9月

光産業創成大学院大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
	領域2 内部質保証に関する基準	6
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	15
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	22
	領域5 学生の受入に関する基準	27
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	31
	基準の判断 総括表	
	光産業創成研究科	

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 光産業創成大学院大学
 (2) 所在地 静岡県浜松市
 (3) 教育研究上の基本組織

大学院課程	光産業創成研究科（博士課程（後期））
-------	--------------------

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	大学院36人
教員数	専任教員数：15人、助手数：0人

2 大学等の目的

光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）は、光と生命体、物質、情報等のかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的とする。（学則第1章第1条より抜粋）

博士後期課程は、光産業創成に係る専攻分野について、自立して研究開発活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究開発能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、その能力をもって産業創成の実践を行うことを目的とする。（学則第2章第11条より抜粋）

3 特徴

本学では、①起業を目指している方、②所属企業で新規事業の立ち上げを目指している方、③企業経営者として新たな事業展開を目指している方、④経営に関する知見を習得し、企業経営に活かしたい方、⑤直面している課題の解決を必要としている方、⑥博士の学位を取得し、国内外での活躍を目指している方、⑦いままでの活動（研究開発や事業など）を学位論文としてまとめたい方々が各自の考えに基づく事業構想（ビジネスプラン）を持って入学し、その実現に取り組み、技術開発あるいは経営に関する新たな知見を学術誌にオリジナル論文として公表し、これを事業開発の成果と併せて、学位論文にまとめ、学位論文審査の合格者に対し「博士（光産業創成）」が授与されます。

学生への多面的な活動の推進のため、教員組織は技術系4分野（バイオフィotonicsデザイン分野、光加工・プロセス分野、光情報・システム分野、光エネルギー分野）と経営系1分野（先端光産業経営）で構成し、専任教員15名に加え特任教員および客員教員が研究指導は勿論、学術基盤の形成、技術開発の支援、事業化の支援等をハンズオンで取組んでいます。本学は企業で仕事をしながら履修される方も多いため、講義日の集中、修了必要単位の効果的な取得、あるいはインターネットによる遠隔講義など、仕事と両立できる環境を整備しています。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載		
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 なし ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに 箇条書きで記述すること。 活動取組1-1-A 光産業創成研究科光産業創成専攻の中に、5つの専門領域を分野（技術系4分野、経営系1分野）として設けている。 根拠資料1-1-A-1 各分野の教員及び担当授業科目等（学生便覧 P18）			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】 なし			

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 根拠資料 1-2-1-1 認証評価共通基礎データ様式		再掲
[分析項目 1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2） 根拠資料 1-2-2-1 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 なし			
【改善を要する事項】 なし			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）			再掲
	根拠資料1-3-1-1 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）			再掲
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）			
	根拠資料1-3-1-2 学則			再掲
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）			
	（再掲）根拠資料1-3-1-2 学則			再掲
	根拠資料1-3-1-3 研究科教授会規則			再掲
	・責任者の氏名が分かる資料			
	根拠資料1-3-1-4 各分野の教員及び担当授業科目等（学生便覧 P18）			再掲
	根拠資料1-3-1-5 指導教員一覧			再掲
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）			
	根拠資料1-3-2-1 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）			再掲
	・教授会等の組織構成図、運営規定等			
	（再掲）根拠資料1-3-1-3 研究科教授会規則			再掲
	根拠資料1-3-2-2 組織図、役員一覧 (https://www.gpi.ac.jp/guidance/outline/organization/)			再掲
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）			
	根拠資料1-3-3-1 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）			再掲
	・組織構成図、運営規定等			
	（再掲）根拠資料1-3-1-3 研究科教授会規則			再掲
	（再掲）根拠資料1-3-2-2 組織図、役員一覧 (https://www.gpi.ac.jp/guidance/outline/organization/)			再掲

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>【分析項目1-3-3】 本学は学長、副学長を含め教授会構成員が7名と少ないことから、教授会とは別に全ての教員が参加する「教職員会議」を毎月開催し、教育研究活動について、情報の共有と今後の取組み等について協議している。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>なし</p>

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	根拠資料2-1-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		再掲
	・明文化された規定類		
	根拠資料2-1-1-2 学校法人光産業創成大学院大学自己評価規程		再掲
	根拠資料2-1-1-3 自己点検・評価委員会規程		再掲
	根拠資料2-1-1-4 自己点検・評価委員会議事メモ		再掲
	根拠資料2-1-1-5 各種委員会委員名簿（自己点検・評価委員会）		再掲
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	根拠資料2-1-1-6 外部評価委員会委員予定名簿		再掲
	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	根拠資料2-1-2-1 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		再掲
	・明文化された規定類		
	根拠資料2-1-2-2 内部質保証の方針		再掲
	根拠資料2-1-2-2A 内部質保証に関する細則		再掲
	根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手続き・運用		再掲
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	根拠資料2-1-2-4 教務委員会規程		再掲
	（再掲）根拠資料2-1-2-5 各種委員会委員名簿（教務委員会）		再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		
	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	根拠資料2-1-3-1 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		再掲
	・明文化された規定類		
	（再掲）根拠資料2-1-2-2 内部質保証の方針		再掲
（再掲）根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手順・運用		再掲	
根拠資料2-1-3-2 財務・施設委員会規程		再掲	
（再掲）根拠資料2-1-2-4 教務委員会規程		再掲	
根拠資料2-1-3-3 広報・学生募集委員会規程		再掲	

(再掲) 根拠資料2-1-1-5 各種委員会委員名簿(教務委員会、財務・施設委員会、
広報・学生募集委員会)

再掲

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
なし
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。
なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

なし

【改善を要する事項】

なし

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手順・運用 根拠資料2-2-1-1 ディプロマ・ポリシー、学位論文の評価基準(学生便覧 巻頭3ページ目) 根拠資料2-2-1-2 カリキュラム・ポリシー(学生便覧 巻頭2ページ目) (再掲) 根拠資料2-1-2-4 教務委員会規程 (再掲) 根拠資料2-1-2-5 各種委員会委員名簿(教務委員会)		再掲 再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2) 根拠資料2-2-2-1 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2) ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-1-2 学校法人光産業創成大学院大学自己評価規程 (再掲) 根拠資料2-1-1-3 自己点検・評価委員会規程 (再掲) 根拠資料2-1-2-2 内部質保証の方針 (再掲) 根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手続き・運用 (再掲) 根拠資料2-1-2-4 教務委員会規程		再掲 再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3) 根拠資料2-2-4-1 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3) ・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-1-2 学校法人光産業創成大学院大学自己評価規程 (再掲) 根拠資料2-1-1-3 自己点検・評価委員会規程 (再掲) 根拠資料2-1-2-2 内部質保証の方針 (再掲) 根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手続き・運用 (再掲) 根拠資料2-1-2-4 教務委員会規程 (再掲) 根拠資料2-1-3-2 財務・施設委員会規程 (再掲) 根拠資料2-1-2-3 広報・学生募集委員会規程		再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲

<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 根拠資料2-2-4-1 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）</p>	再掲
	<p>・明文化された規定類 （再掲）根拠資料2-1-2-2 内部質保証の方針 （再掲）根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手続き・運用</p>	再掲 再掲
<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<p>・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 根拠資料2-2-5-1 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） ・明文化された規定類 （再掲）2-1-2-2A 内部質保証に関する細則 （再掲）根拠資料2-1-2-4 教務委員会規程 （再掲）根拠資料2-1-3-2 財務・施設委員会規程 （再掲）根拠資料2-1-2-3 広報・学生募集委員会規程</p>	再掲 再掲 再掲 再掲
<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 根拠資料2-2-6-1 実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） ・明文化された規定類 （再掲）根拠資料2-1-2-4 教務委員会規程 （再掲）根拠資料2-1-3-2 財務・施設委員会規程 （再掲）根拠資料2-1-2-3 広報・学生募集委員会規程</p>	再掲 再掲 再掲
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 （再掲）根拠資料2-1-1-2 学校法人光産業創成大学院大学自己評価規程 （再掲）根拠資料2-1-1-3 自己点検・評価委員会規程 （再掲）根拠資料2-1-2-2 内部質保証の方針 （再掲）根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手続き・運用</p>	再掲 再掲 再掲 再掲

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 なし</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。 なし</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>なし</p>

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
<p>[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p>	<p>・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）</p>			再掲
	<p>根拠資料2-3-1-1 計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）</p>			再掲
<p>[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p>			再掲
	<p>根拠資料2-3-2-1 令和2年度事業報告書</p>			再掲
<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p> <p>なし</p> <p>・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</p>			再掲
	<p>根拠資料2-3-3-1 講義アンケート</p>			再掲
	<p>根拠資料2-3-3-2 光る挑戦者たち -学生・同窓生紹介- (https://www.gpi.ac.jp/innovation/student/)</p>			再掲
<p>[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p>			再掲
	<p>根拠資料2-3-4-1 外部評価委員会検証結果報告書</p>			再掲
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 なし</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 なし</p>				
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>				
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>なし</p>				
<p>【改善を要する事項】</p> <p>なし</p>				

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
<p>【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p>	<p>・明文化された規定類 (再掲) 根拠資料2-1-1-2 学校法人光産業創成大学院大学自己評価規程 (再掲) 根拠資料2-1-1-3 自己点検・評価委員会規程 (再掲) 根拠資料2-1-2-2 内部質保証の方針 (再掲) 2-1-2-2A 内部質保証に関する細則 (再掲) 根拠資料2-1-2-3 内部質保証の手続き・運用 ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 なし</p>			再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 なし				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 なし				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 なし				
【改善を要する事項】 なし				

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）			再掲
	根拠資料2-5-1-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）			再掲
	・明文化された規定類			
	根拠資料2-5-1-2 教員選考規程 根拠資料2-5-1-3 教員資格基準内規			再掲 再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			再掲
	なし			
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			再掲
	根拠資料2-5-1-4 教員評価項目			再掲
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）			再掲
	根拠資料2-5-2-1 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）			再掲
	・明文化された規定類			
	（再掲）根拠資料2-5-1-4 教員評価項目 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） （再掲）根拠資料2-5-1-4 教員評価項目			再掲 再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）			再掲
	根拠資料2-5-3-1 評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）			再掲
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類			
	根拠資料2-5-3-2 教員評価方針 根拠資料2-5-3-3 教員評価実施要項 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） （再掲）根拠資料2-5-1-4 教員評価項目			再掲 再掲 再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）			再掲
	根拠資料2-5-4-1 FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）			再掲

<p>【分析項目2-5-5】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p> <p>【分析項目2-5-6】 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 根拠資料2-5-5-1 教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 根拠資料2-5-6-1 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 	<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 なし</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。 なし</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>なし</p>		
<p>【改善を要する事項】</p> <p>なし</p>		

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	<ul style="list-style-type: none"> ・直近年度の財務諸表 根拠資料3-1-1-1 財務計算に関する書類 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 根拠資料3-1-1-2 監事、会計監査人の監査報告書 		再掲
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） （再掲）根拠資料1-3-2-2 組織図、役員一覧 		再掲
	<ul style="list-style-type: none"> 大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 根拠資料3-2-1-1 学校法人光産業創成大学院大学寄附行為 （再掲）根拠資料1-3-1-2 学則 （再掲）根拠資料1-3-1-3 研究科教授会規則 		再掲
	<ul style="list-style-type: none"> 役職者の名簿 （再掲）根拠資料1-3-2-2 組織図、役員一覧 		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） 危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 根拠資料3-2-2-1 危機管理規程 		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	・根拠となる規定類 根拠資料3-3-1-1 事務組織規程		再掲
	・事務組織の組織図 根拠資料3-3-1-2 事務組織一覧		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）			
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）			
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事に関する規定 根拠資料3-5-1-1 監査規程 ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） （再掲）根拠資料3-1-1-2 監事、会計監査人の監査報告書 ・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 根拠資料3-5-2-1 監査法人監査日程表 ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） （再掲）根拠資料3-1-1-2 監事、会計監査人の監査報告書 		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） （再掲）根拠資料3-5-1-1 監査規程 ・ 内部監査に関する規定 根拠資料3-5-3-1 内部監査委員会規程 （再掲）根拠資料3-5-1-1 監査規程 ・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 根拠資料3-5-3-2 内部監査報告書 		再掲
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 根拠資料3-5-4-1 監査法人と理事者とのディスカッションについて 		再掲

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価共通基礎データ様式 1-2-1-1_認証評価共通基礎データ様式 4-1-1-1_施設配置図（学生便覧 P 6 2） ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1-2_別記様式 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 		再掲
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2-1_別記様式 附属施設等一覧 4-1-1-1_施設配置図（学生便覧 P 6 2） 		再掲
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3-1_別記様式 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況 ・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-2_バリアフリー化検討（建物・設備整備委員会議事録抜粋） ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-3_安全管理規程 		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-1_学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-2_情報システム構成図 4-1-4-3_情報システム機器一覧 情報メディアセンターPC利用法 4-1-4-4_遠隔講義（学生便覧 P 15-16） 		

<p>[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<p>・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-1_学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-2_建物施設設備の紹介・利用方法「図書館」（学生便覧 P57-58） 4-1-1-1_施設配置図（学生便覧 P62） 4-1-5-3_図書館利用サービス一覧 4-1-5-4_学術雑誌目録一覧 4-1-5-5_文献複写等の依頼状況</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6-1_別紙様式 自主的学習環境整備状況一覧 4-1-6-2_建物施設設備の紹介・利用方法「起業ルーム」（学生便覧 P57） 4-1-6-3_建物施設設備の紹介・利用方法「情報・メディアセンター」（学生便覧 P58） 4-1-6-4_建物施設設備の紹介・利用方法「図書館」（学生便覧 P57-58） 4-1-6-5_建物施設設備の紹介・利用方法「試作支援室」（学生便覧 P57） 4-1-6-6_情報収集や市場調査について（学生便覧 P55-56） 4-1-6-7_遠隔講義システムの利用について（学生便覧 P56） 4-1-1-1_施設配置図（学生便覧 P62）</p>	<p>再掲</p>

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、**根拠資料**とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組 4-1-A]
試作開発支援委員会の設置

4-1-A-1_試作開発支援委員会の設置検討（研究科教授会議事録抜粋）

4-1-A-2_試作開発支援委員会規程

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

- 活動取組 4-1-A について、これまで教員有志により管理運営されていた学内の試作開発環境を安全かつ効果的に運用するため、試作開発支援委員会を設置して環境整備と管理運営を推進した。

【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1-1_別紙様式 相談・助言体制等一覧 ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 4-2-1-2_学生関係窓口（学生便覧 P50） 4-2-1-3_保健管理（学生便覧 P54） ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 4-2-1-4_ハラスメントの防止等に関する規程 ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-5_学生への連絡・案内方法（学生便覧 P50） ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 		
<p>[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2-1_別紙様式 課外活動に係る支援状況一覧 4-2-2-2_学生規則 第5章「課外活動団体」（学生便覧 P86-87） 4-2-2-3_学内交流会について（学生便覧 P56） 4-2-2-4_ブラウジングコーナー、交流スペース 4-2-1-2_学生関係窓口（学生便覧 P50） 		再掲
<p>[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3） 4-2-1-2_学生関係窓口（学生便覧 P50） ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 		再掲
<p>[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） 4-2-1-2_学生関係窓口（学生便覧 P50） 4-1-3-2_バリアフリー化検討（建物・設備整備委員会議事録抜粋） 		再掲 再掲

【分析項目4-2-5】

学生に対する経済面での援助を行っていること

- ・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）
- 4-2-5-1_別紙様式 経済的支援の整備状況、利用実績一覧
- ・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料
- 4-2-5-2_奨学金制度（学生便覧 P55）
- 4-2-5-3_奨学金給付規程（学生便覧 P94-95）
- ・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料
- 4-2-5-4_奨学金制度の申請・給付状況
- ・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料
- 4-2-5-4_奨学金制度の申請・給付状況
- ・ 入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料
- 4-2-5-5_学則 第48条「入学金の免除等」・49条「授業料の免除等」（学生便覧 P67-68）
- 4-2-5-6_授業料の徴収猶予の取り扱いに関する規程（学生便覧 P88-89）
- 4-2-5-7_在学期間延長に係る授業料の減免に関する規程（学生便覧 P90-91）
- ・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料

- ・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料

再掲

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

□ 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-1_アドミッションポリシー（学生募集要項、大学ホームページ）		
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） 5-2-1-1_別記様式 入学者選抜の方法一覧 ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） 5-2-1-2_入学者選抜規程 5-2-1-3_学則第20条「入学者の選抜」（学生便覧 P65） 5-2-1-4_研究科教授会規則 5-2-1-5_研究科教授会議事録 5-2-1-6_入学者選抜方法等（学生募集要項 P2-6） ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 5-2-1-7_入試委員会規程 ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-8_入学者選考評価事項一覧（書類審査・面接審査評価票） ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 		
<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 5-2-2-1_出願書類（志望理由書、ビジネスプラン） 5-2-1-8_入学者選考評価事項一覧（書類審査・面接審査評価票） ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 5-2-2-2_入学者選考評価事項一覧（令和2年度） 		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目5-2-2】

入学後、教員・学生全員が参加する初回のゼミナールで、入試時のビジネスプランを発表させ検証している。また、教務委員会および入試委員会において学生募集要項の出願書類を検証し、適宜修正している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【活動取組5-2-A】

出願書類における志望理由書の導入

5-2-A-1_志望理由書導入の検討（研究科教授会議議事録抜粋）

5-2-A-2_志望理由書導入の検討（教務委員会議事録抜粋）

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組5-2-Aについて、入学後に現場観察等を行いアンメットニーズを発見してからビジネスプランを決定するタイプの学生を適正に受入れるため、出願書類においてビジネスプランと同等に評価する志望理由書を導入した。

【改善を要する事項】

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 1-2-1-1_認証評価共通基礎データ様式 ・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 5-3-1-1_学則第13条「専攻及び収容定員」（学生便覧 P64） 5-3-1-2_入学試験実施状況		再掲
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 根拠資料6-1-1 ホームページ https://www.gpi.ac.jp/guidance/gpi/dissertation/			再掲
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
<p>[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること</p> <p>[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p>	・公表された教育課程方針			
	根拠資料6-2-1-1 カリキュラム・ポリシー（学生便覧 巻頭2ページ目）			再掲
	根拠資料6-2-1-2 カリキュラム（学生便覧 P8-11）			再掲
	根拠資料6-2-1-3 授業科目対比表（学生便覧 P12）			再掲
	根拠資料6-2-1-4 成績評価（学生便覧 P15）			再掲
	（再掲）根拠資料1-3-1-3 各分野の教員及び担当授業科目等（学生便覧 P18）			再掲
	根拠資料6-2-1-5 シラバス【授業概要】（学生便覧 P19-49）			再掲
	根拠資料6-2-1-6 ホームページ https://www.gpi.ac.jp/guidance/gpi/curriculum/			再掲
	・公表された教育課程方針及び学位授与方針			
	根拠資料6-2-1-1 カリキュラム・ポリシー（学生便覧 巻頭2ページ目）			再掲
根拠資料6-2-1-6 ホームページ https://www.gpi.ac.jp/guidance/gpi/curriculum/			再掲	
根拠資料 ディプロマ・ポリシー（学生便覧 巻頭3ページ目）			再掲	
根拠資料6-1-1-1 ホームページ https://www.gpi.ac.jp/guidance/gpi/dissertation/			再掲	
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄		備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） (再掲) 根拠資料6-2-1-2 カリキュラム（学生便覧 P8-11） (再掲) 根拠資料1-3-1-3 各分野の教員及び担当授業科目等（学生便覧 P18） (再掲) 根拠資料6-2-1-5 シラバス【授業概要】（学生便覧 P19-49） 			再掲 再掲 再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 根拠資料6-3-1-1 授業科目一覧表（学生便覧P11） 分野別第三者評価の結果 (再掲) 根拠資料 外部評価委員会検証結果報告書 シラバス (再掲) 根拠資料6-2-1-5 シラバス【授業概要】（学生便覧 P19-49） その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 			再掲 再掲 再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類 (再掲) 根拠資料 学則 第26条「他の大学院における授業科目の履修等」 学則 第27条「入学前の既修得単位の認定」 学則 第28条「他の大学院における研究者指導等」 			再掲 再掲 再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 根拠資料6-3-4-1 博士研究ガイダンス資料 (再掲) 根拠資料1-3-1-4 指導教員一覧 根拠資料6-3-4-2 全体ゼミナール日程表 根拠資料6-3-4-3 研究計画発表スケジュール 根拠資料6-3-4-4 中間発表プログラム 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 根拠資料6-3-4-5 研究計画書の様式 根拠資料6-3-4-6 博士研究中間発表報告書の様式 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 根拠資料6-3-4-7 課外授業について（学生便覧 P16） 			再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲

	<p>根拠資料6-3-4-8 課外授業申請書・報告書の様式</p> <p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p> <p>(再掲) 根拠資料1-3-1-3 各分野の教員及び担当授業科目等 (学生便覧 P18)</p> <p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p> <p>根拠資料6-3-4-9 研究倫理e-ラーニング受講状況 (一部)</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-1(光産業創成研究科)令和3年度学年暦・カレンダー 6-4-1-2(光産業創成研究科)時間割		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲)根拠資料6-4-1-1(光産業創成研究科)令和3年度学年暦・カレンダー (再掲)根拠資料6-4-1-2(光産業創成研究科)時間割 ・シラバス (再掲)根拠資料6-2-1-5(光産業創成研究科)シラバス【授業概要】		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-4-3-1(光産業創成研究科)シラバスURL		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定 該当なし		再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 (再掲)1-3-1-2(光産業創成研究科)学則		再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>	
<p>【改善を要する事項】</p>	

[分析項目6-5-1]
 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）

・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料

[分析項目6-5-2]
 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）

・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料

[分析項目6-5-3]
 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）

・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）

[分析項目6-5-4]
 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）

・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料

・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所

・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料

・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料

・学習支援の利用実績が確認できる資料

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	根拠資料6-6-1-1 成績評価基準（学生便覧 P15）		再掲
	根拠資料6-6-1-2 学位審査取扱に関する内規		再掲
	根拠資料6-6-1-3 学位審査取扱に関する内規留意事項		再掲
	（再掲）根拠資料6-2-1-6 シラバス【授業概要】（pp.19～49）		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	（再掲）根拠資料6-6-1-1 成績評価基準（学生便覧 P15）		再掲
	（再掲）根拠資料6-2-1-6 シラバス【授業概要】（pp.19～49）		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	根拠資料6-6-3-2 GP、GPAに関する申し合わせ		再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		

<p>[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 根拠資料6-6-4-1 成績評価に関する質問・申し立て等に関する申し合わせについて 根拠資料6-6-4-2 成績評価に関する質問書 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 (再掲) 根拠資料6-6-4-1 成績評価に関する質問・申し立て等に関する申し合わせについて 	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [分析項目6-6-3]成績評価の分布表は用いていないが、単位の取得状況は教職員会議で確認している。成績評価は学生便覧（15ページ）に示す基準で行っており、各科目の評価基準はシラバス（学生便覧19-49ページ）に示されている。講義を担当する複数の教員で評価を行っており、客観性が保たれていると考える。本学は博士後期課程であり、学生数も少ないことから絶対評価を行うと正規分布にならないが、AからDまで分布しており、このことから客観性が保たれていると考えられる。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 根拠資料6-7-1-1 学生便覧 学内諸規則 3. 大学院学位審査取扱細則 (pp. 72-78) 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 根拠資料6-7-1-2 学生便覧 学内諸規則 2. 学位規則 (pp. 69-72) 		再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 学生便覧 学内諸規則 3. 大学院学位審査取扱細則 (pp. 72-78) 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-7-1-2 学生便覧 学内諸規則 2. 学位規則 (pp. 69-72) 		再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 学生便覧 学内諸規則 3. 大学院学位審査取扱細則 (pp. 72-78) (再掲) 根拠資料6-7-1-2 学生便覧 学内諸規則 2. 学位規則 (pp. 69-72) 		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 <専門職学位課程を除く大学院課程の分析> 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 (再掲) 根拠資料6-7-1-1 学生便覧 学内諸規則 3. 大学院学位審査取扱細則 (pp. 72-78) <専門職学位課程を除く大学院課程の分析> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 根拠資料6-7-1-2 学生便覧 学内諸規則 2. 学位規則 (pp. 69-72) <専門職学位課程を除く大学院課程の分析> 審査及び試験に合格した学生の学位論文 		再掲

<p>【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>	
<p>【改善を要する事項】</p>	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 資格の取得者数が確認できる資料 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） <p>根拠資料6-8-2-1 新聞記事</p>		再掲

<p>【分析項目6-8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</p>	再掲
<p>【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 根拠資料6-8-4-1卒業（修了）生アンケート</p>	
<p>【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>【分析資料6-8-1】本学の目的は「新産業を自ら実践しうる人材養成を行うこと」であり、学位授与方針には、「光技術を駆使した能力を有する」ことが含まれている。そのため、学位審査の基準には「起業実践または新事業開発を通じた事業実践活動における成果」も含まれている。これは本学の建学の精神に基づくものであり、大きな特徴である。本学の学生は中小企業の経営者、企業に所属する技術者、ベンチャーの立上げを目的とした社会人学生である。多くの学生は博士研究活動としての事業実践活動に加え、所属企業の業務もこなしているため長期履修制度を利用する学生も多い。結果として、標準修業期限内の卒業（修了）率と「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率が低くなっているが、本学の目的に対しては問題がないと考えている。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		